

大井町森林整備計画書

計画期間
自 平成25年 4月 1日
至 平成35年 3月31日

第1回変更 平成29年 3月 日

神奈川県

大井町

大井町位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	5
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	7
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	7
5	その他必要な事項	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の森林の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17

2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2	その他必要な事項	20
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法等	20
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	20
3	林野火災の予防の方法	21
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5	その他必要な事項	21
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	22
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	22
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	24
6	その他必要な事項	24

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は神奈川県の南西部に位置し、総面積 1,438ha で、神奈川地域森林計画対象民有林面積は 310.38ha である。しかし、うちスギを主体とした人工林面積は 83.01ha であり、人工林率は 26.7% と県平均民有林人工林率 41% よりかなり低い値である。

また、人工林は町内各地に散在しているため、施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることを踏まえ、本町においても人工林の間伐の促進及び住宅地周辺の森林の整備を積極的に実施することとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

かながわ森林再生 50 年構想に定める身近なみどりを継承し再生するゾーンでは、生活環境保全機能及び保健文化機能の高度発揮を重視した森林整備を推進することとし、「おおいゆめの里」を中心に、地域住民の憩いの場としての森林の整備及び周辺森林の景観の維持向上を図り、居住地周辺に残された里山林等の保全を含め、住民参加による森林整備を推進することとする。

本町では、住民にとって身近な自然である森林を将来に渡り保全することを最優先として捕らえ、そのために必要な施業・整備について、所有者及び地域住民等の協力を強く求めて行くこととする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

住宅化が進んだ本町においては、広葉樹を中心に残された里山林を保全するとともに、地域住民の憩いの場としての森林整備を推進することによって住民参加型の森林の整備を促進することとする。

また、神奈川地域森林計画で定める森林整備の推進方向及び森林整備の現状と課題を踏まえ、本町の特色を考慮した上で次のとおり整備を行うこととする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

町、森林所有者、県等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、住民参加の促進など、長期展望に立った森林関係諸施業の総合的な実施を計画的に行うものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ コナラ	その他の 広葉樹
本町全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐時齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	樹 種
単層林	単層林における主伐は、林地の保全に配慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることとし、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置すること。 主伐の時期は、短伐期単層林については、原則として標準伐期齢に達した時期以降に、また長伐期単層林については、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齡以降に行うこととし、多様な木材需要への対応、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化や長期化を積極的に図りつつ、生産目標に応じた林齡で伐採すること。 伐採跡地については、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。
巨木林	巨木林における主伐は、下層植生の豊富な林齡100年以上の針葉樹林を目標とすることを踏まえ、林地の保全に配慮して、択伐または小面積かつ分散的な皆伐を行うこと。 伐採跡地については、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。
複層林	複層林における上層木の主伐は、下層木の保護及び更新の時期・方法に留意して慎重に行うこととし、主伐の時期は概ね単層林に準じる。
混交林	混交林施業における針葉樹の抜き伐りは、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の育成のために必要な空間が確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帶状、群状などの種類を選択すること。

広葉樹林	広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新または萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。
------	---

3 その他必要な事項

野生動物による被害の防除及び共存を図るため、関係機関との調整を行い、積極的な施策の連携を図る。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ	コナラ、ケヤキ、ミズキ、その他郷土樹種

注) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数（本／ha）
スギ	中仕立て	3,500
ヒノキ	中仕立て	3,500

注) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いにたい積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4~6月中旬までに行うものとする。

注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一環作業システムの導入に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、その他郷土樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、その他郷土樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、コナラ、その他郷土樹種	ha 当り概ね 10,000 本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	天然下層植生を行う際に、種子の発芽・育成を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土（A層）を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被压するササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壤条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。
ぼう芽更新	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、目的樹種が成立しない箇所については、補植を行いha当たりの成立本数を概ね3,000本とする。 なお、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。 天然更新によるものについては、伐採後おおむね5年をこえない期間を経過した時点で、更新完了の基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、原則的に次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものがha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の状態を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

なお、上記の条件を満たすことが困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の5年生での生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、ha当たり10,000本とする。

5 その他必要な事項

(1) 複層林施業

複数の針葉樹の樹冠層を持つ森林を目指す複層林施業における造林は、上層木を抜き伐りして下層木の生育に必要な光環境及び空間を確保しながら、植栽により下層木を導入して複層林を造成するものとする。

複層林の造成にあたっては、自然条件や造林目的に応じて、単木、帯状、群状といった上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を選択するものとする。

(2) 混交林施業

樹種構成及び森林の階層構造が多様な針葉樹と広葉樹が混生する森林を目指す
混交林施業における広葉樹の造林は、針葉樹単層林の抜き伐りを繰り返すことによ
り、天然下種更新による多様な広葉樹の導入を促進することを基本とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子による更新を期待するものであり、自
然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性等により、育成しようとする樹木の發
芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壤保全、かき起こし等の地
表処理、植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うものとする。

自然条件などにより天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、
必要に応じて植栽を行うものとし、原則として自然条件に適した郷土樹種を植栽す
る。

(3) 広葉樹林施業

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹
林施業における造林は、天然下種更新又はぼう芽更新を基本とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子による更新を期待するものであり、自
然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性等により、育成しようとする樹木の發
芽や育成の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壤保全、かき起こし等の地
表処理、植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うものとする。

自然条件などにより天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、
必要に応じて補助的な植栽を行うものとし、原則として自然条件に適した郷土樹種
を植栽する。

ぼう芽更新は、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根または地際部から発生して
いるぼう芽を1株当たりの仕立て本数を目安として、ぼう芽整理を行う。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐実施林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	第2回	第3回		
スギ	短伐期	3,500	15	22	30	①間伐の実施時期の間隔の年数 標準伐期齢未満は8年の間隔とし、標準伐期齢以上は13年の間隔とする。 ②開始時期 樹冠がうつ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ③間伐率 各回とも20~30%の率で林分により調整し実施する。 ④間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ⑤回数 優良材生産を目的とし、地位の良否、植栽本数・生産目標等により、時期・回数間伐率を調整する。	標準伐期齢を過ぎた林分についても必要に応じて間伐を行い、短伐期施業林は長伐期施業林へ、長伐期施業林は混交林や巨木林への誘導を推進する。
	長伐期		15	22	30		
	巨木林		15	22	30		
ヒノキ	短伐期	3,500	18	25	35		長伐期施業林については、森林の状況に応じて、45年以降第4回、55年以降第5回の間伐を実施する。
	長伐期		18	25	35		
	巨木林		18	25	35		

注) 間伐が十分実施されていない人工林では風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、5~8%の間伐率(材積率)による間伐を行う。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法	備考
		第1回	第2回	第3回		
下刈	スギ	7年生まで年1回(雑草木の状態によっては2年目、3年目に2回刈りを行う)			下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から7年間に7~9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りを併せて行う。	
	ヒノキ					
除伐	スギ	10			除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつるを除去する。あわせて造林木で成木の見込のない不良木を除去する。	
	ヒノキ	10				
枝打	スギ	9	13	17	枝打は、最下枝の直径が7~8cmになった時に実施する。 枝打は丁寧に幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さないよう仕上げる。	
	ヒノキ	11	15	19		

3 その他必要な事項

(1) 複層林施業

複数の針葉樹の樹冠層を持つ複層林の造成・維持を目指す複層林施業における間伐及び保育は、上層木及び下層木について適時適切な抜き伐り、間伐及び枝打等を行うこととし、特に上層木の抜き伐りについては、下層木の生育に必要な光環境及び空間の確保を主眼に、下層木の配置及びその保護に留意して実施する。

(2) 混交林施業

樹種構成が多様で階層構造が発達した針葉樹と広葉樹が主材木として混生する森林を目指す混交林施業における保育は、天然下種更新や植栽により造林した広葉樹幼齢木の生育確保に主眼を置き、森林の現況や自然条件等に応じて、下刈、つる切り、除伐等、必要な施行を適宜組み合わせて実施する。

(3) 広葉樹林施業

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹林施業における保育は、森林の状況と荒廃の原因を十分に把握した上で、受光

伐や、植生保護柵、土壤保全工など適切な施業を選択・組み合わせて実施するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための施業を推進すべき森林

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

【森林の伐期齢の下限】

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
該当なし	50年	55年	45年	60年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な帶水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等

都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

周辺の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、ハイキング、森林浴等の保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

アの②、③に掲げる森林においては、公益的機能の発揮を図るため、択伐による複層林施業を基本とする。

快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、住民参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うものとする。

常緑広葉樹を主体とした自然性の高い天然生林等は、森林学習や学術的視点から現存する林相の保存又は保全を基本とする。

町の景観を特徴づけている森林等については、その景観の保全又は向上を目指した施業を基本とする。

市街地周辺の里山林や近郊林など、住民の生活圏に近い森林については、より地域住民等の参加を得ながら保育・間伐等継続的かつ積極的な施業を基本とする。

【長期施業を推進すべき森林の伐期齢の下減】

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
該当なし	80年	90年	70年	100年	20年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林区域を別表1のとおり定めるものとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法により行うとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2, 3, 4, 5, 6, 7 林班	308.93
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2, 3, 4, 5, 6, 7 林班	308.93
その他公益的機能の維持増進を図るための森林を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	—
推進すべき森林を複層林施業	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	2, 3, 4, 5, 6, 7 林班	308.93
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし

(2) その他

特になし

第5委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

小規模な森林所有者が多い本町で、所有者自らが計画的に森林整備を実施し、良質材の生産を目指すことは困難なことから、森林組合等の林業事業体に施業を委託する事により、効率的、長期的に管理していくこととする。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林施業の委託は、長期施業受委託制度を中心に進めていくこととし、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、森林所有者への働きかけを行い、集約的な施業を推進していくこととする。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、整備箇所の選定等、円滑に事業が推進するよう努めることとする。

4 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

町が中心となって施業の共同化を促進する。

施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、町が中心となって、合意形成に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

不在町森林所有者の森林整備が十分出来ていないため、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成する。

- (1) 森林施業計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により、各年度の当初等に年次別の詳細な森林施業の実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施する。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム		0	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム		0	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	0	5 以上

注1) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとする。

注2) 尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け、22林整整第602号林野庁長官通知）等に則り開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
該当なし	—	—	—	—	—	—	—	—	
開設計	—	—	—	—	—	—	—	—	
該当なし	—	—	—	—	—	—	—	—	
拡張計	—	—	—	—	—	—	—	—	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

（2）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網整備に留意するとともに、神奈川県森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

特になし

4 その他必要な事項

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
該当なし	—	—	—	

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒材 造材 集材	流域 (傾斜)	—	該当なし
造林 保育等	地拵、下刈	—	該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

【林産物の精算（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし	—	—	—	—	—	—	

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
該当なし	—	—

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

該当なし

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、広報誌を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

また、森林火災や気象災害等により生じた損害の補填や森林の復旧に備えるため森林国営保険への加入を促進する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
該当なし	

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林班別面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし	—	—	—	—	—	—	—	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当なし	—

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし	—	

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

地域の実情から見て造林、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を、森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域として、次のとおり定めるものとする。

区 域	林 班	区域面積 (ha)
大井町	2, 3, 4, 5, 6, 7	308.93

2 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし	—	—	—	

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現状（参考）		計画		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし	—	—	—	—	—

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（1）地域住民参加による取り組みに関する事項

本計画第1の5の趣旨に基づき、里山林等のより住民の生活圏に密着した森林から山間部の比較的天然性の高い森林に至るまでの森林整備を段階的に捕らえ、それぞれの森林の将来像を見据えた上で、参加形態にも配慮しながら住民参加の促進を図ることとする。具体的には里山林等のより住民の生活圏に近い森林においては、森林所有者はもとより広く地域住民の参加を求めながら、地域ぐるみの森林づくりを推進するとともに、山間部の天然性の高い森林等については森林所有者間の共同施業を中心に環境学習を兼ねたボランティア活動の推進により整備を進めるものとする。

（2）上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

（3）法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

6 その他必要な事項

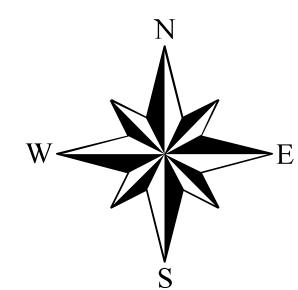
森林施業の円滑な事項確保を図るため、県等指導機関との連携をより密にし、啓発普及に努めることとする。

また、保安林その他の法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

大井町森林整備計画概要図

凡例

- 市町村界
- 高速道路
- 県道・町道
- 人工林
- 天然林



1:20,000

凡例

県道・町道

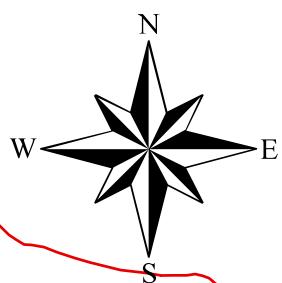
高速道路

市町村界

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(複層林)

大井町森林整備計画概要図
(公益的機能別施業森林)

複層林



1:20,000